㋐　同種工事　ＮＡＴＭにより施工した設計内空断面積50㎡以上かつ延長が1,000ｍ以上あるトンネルの工事

ただし、特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐同種工事若しくは㋑同種工事の施工実績を有すること。

㋑　同種工事　ＮＡＴＭにより施工した設計内空断面積50㎡以上かつ延長が500ｍ以上あるトンネルの工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（土木一式工事）に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成12年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事　ＮＡＴＭにより施工した設計内空断面積50㎡以上かつ延長が500ｍ以上あるトンネルの工事

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を20点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）施工計画

・トンネル施工に関する取組み

①　供用線に近接したトンネル施工に配慮すべき技術的留意点

②　既設避難坑のトンネル本坑拡幅施工に配慮すべき技術的留意点

ただし、①及び②については、留意点を求めるものであり、具体的方策を求めるものではない。

・工事中安全対策全般に関する取組み

①　供用線トンネルの緊急事象等発生時に係る管理体制と安全対策に関する具体的方策

ただし、供用線トンネルには以下に示す非常用施設があり同様の提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

⑴　避難連絡坑扉が開くと避難連絡坑及び避難坑の照明が全点灯

⑵　避難連絡坑扉が開くと連絡坑内に非常事態を知らせるアナウンス

⑶　避難連絡坑扉が開くと道路管制センターで検知

②　一般道を利用した土運搬作業における運行管理及び公衆災害防止に関する具体的方策

③　トンネル坑内作業における安全対策に関する具体的方策

・覆工コンクリートの品質確保に向けた取組み

①　生コンクリートに関する具体的方策

②　型枠・鉄筋に関する具体的方策

③　打設・養生作業に関する具体的方策

ただし、以下に示す提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

⑴　鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案

⑵　膨張材、高性能ＡＥ減水剤の追加等、コンクリート配合に影響する提案

⑶　ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案

⑷　養生設備が過剰となる提案

ロ）社会要請（環境）

・分別に関する取組み　既設避難坑の吹付コンクリート及び底版コンクリート撤去に際し、トンネル掘削土との分別を確実に実施することに関する具体的方策

なお、この具体的方策に要する費用については入札金額に含めないこととし、契約後に発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。

ハ）工事中のコスト削減

・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取組みに関する提案

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　上記⑵２）で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。